

復興水産加工業販路回復促進センター ロゴマーク使用規程

制定 2015年10月20日

改訂 2016年7月26日

復興水産加工業販路回復促進センター

(目的)

第1条 この規程は、東北の水産加工業者等が被災により喪失した販路の回復・新規開拓等のため、復興水産加工業販路回復促進センター（以下「復興販路回復センター」という。）が実施する活動と意義についての関心を高め、理解を促進することを目的として定めたロゴマークに關し、その使用に際して必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、別紙のとおりとする。

(管理)

第3条 ロゴマークの原図の保管及び使用に関する所管は、復興販路回復センターの代表機関である全国水産加工業協同組合連合会（以下「全水加工連」という。）総務部総務課で行う。

(ロゴマークの使用方法)

第4条 使用を希望する者は、ロゴマーク使用承認申請書（別記様式1）を全水加工連に提出し、その承認を受けなければならない（別記様式2）。ただし、国、地方公共団体、報道機関が使用する場合及び全水加工連が適当と認めた場合はこの限りではない。

- 2 承認を受けた使用者は、無償でポスター、のぼり、チラシ、パンフレット、名刺、WEBサイト等にロゴマークを使用することができる。ただし、デザイン、色等は使用者がみだりに変更することはできない。
- 3 復興販路回復センターの構成員及びこれに準ずる者は、その業務に關し、ロゴマークを使用することができる。

(遵守事項)

第5条 ロゴマークを使用するときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① ロゴマークのコンセプトを理解し、復興販路回復センターの象徴として品位を損なうがないようにすること。
- ② ロゴマークのデザイン、色を改変しないこと。
- ③ 承認を譲渡、又は転貸しないこと

(禁止事項)

第6条 ロゴマークの使用において、以下の各号に掲げる使用は禁止する。

- 1) 政治団体、宗教団体又は反社会的勢力の活動に際しての使用

- 2) 募金活動と結びつけた使用
- 3) 企業・団体が提供する特定のサービスの品質・安全性を担保又は証明するものであると誤認させるような使用
- 4) 法令又は公序良俗に反すると認められるような活動に際しての使用
- 5) その他本規程の趣旨に反すると認められるような使用

(承認の取消し)

第7条 全水加工連は、使用承認時に付した条件に違反してロゴマークを使用した場合、本規程に反する不適当な使用の実態が明らかになった場合等については、ロゴマークの使用承認を取消すことができる。

- 2 前項の規定により使用承認を取消された者は、ロゴマークの使用を中止しなければならない。また、必要な場合には、全水加工連は使用物件の回収を求めることができる。
- 3 前項の規定により、ロゴマークの使用承認を取消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、全水加工連は一切その責めを負わないものとする。

(その他)

第8条 ロゴマーク等の使用許可によって、復興販路回復センターが何らかの責任を負うことは一切ありません。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、復興販路回復センターが行う。

付 則

この規程は、2015年10月20日から施行する。

付 則

この規程は、2016年7月26日から施行する。